

目 次

第4回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第4回大宜味村議会定例会会議録（9月24日）	3
第4回大宜味村議会定例会会議録（9月25日）	11
第4回大宜味村議会定例会会議録（9月28日）	21
第4回大宜味村議会定例会会議録（9月30日）	27

第4回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和58年9月24日

会期 7日間

閉会 昭和58年9月30日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
9月24日	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第34号～議案第36号 提案説明、質疑、討論、採決 議案第37号～議案第40号 提案説明
9月25日	金	本会議	午前10時	議案第37号～議案第40号 (検討) 質疑、討論、採決
9月26日	土	休 会		
9月27日	日	休 会		
9月28日	月	本会議	午前10時	議案第41号 提案説明、質疑、討論、採決 選挙管理委員及び補充員の選挙 農業委員推せんについて 陳情第6号、陳情第4号 質疑、討論、採決
9月29日	火	休 会		
9月30日	水	本会議	午前10時	一般質問 閉 会

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和56年9月24日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和56年9月24日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年9月24日 午後3時47分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	11番議員 前 田 福 正 君
4番議員 山 川 保 清 君	12番議員 東 武 郎 君
5番議員 平 良 実 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

9番議員 松 島 重 克 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 厚生課長 稲 福 幸 三 君
助 役 新 城 繁 正 君 書 記 島 田 哲 夫 君
総務課長 崎 山 勝 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第34号 監査委員の選任について

日程第4 議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 議案第36号 北部広域市町村圏協議会規約の一部を改正する規約について

日程第6 議案第37号 大宜味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例

日程第7 議案第38号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算

日程第8 議案第39号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第40号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和56年大宜味村議会第4回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において10番前田貞四郎君11番前田福正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため、休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時10分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から9月30日までの7日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時11分）

再 開（午前10時31分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第34号から日程第9 議案第40号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第34号ですが、現在の委員の平良蔵賢氏が任期満了になるため、後任の監査委員に大宜味村字喜如嘉754番地の4、吉浜善一氏を選任したいと思ひまして提案いたしているわけです。

よろしく願ひいたします。

議案第35号、現委員の大城守氏の任期満了のため、後任に同じく大城守氏を選任したいと思ひまして提案いたしているわけです。

よろしく願ひいたします。

議案第36号、当協議会の経費として関係市町村が負担すべき額を広域市町村圏に係る地方交付税の増額分に比例して定めることは、地方交付税法の目的にそぐわないため、去る3月に開かれた第8回協議会での協議に基づき、本案を提出する。

よろしく願いいたします。

議案第37号、清掃法（昭和29年法律第72号）の全部が改正されたことによりこの案を提出する

内容につきましては担当課長より説明させますのでよろしく願いいたします。

議案第38号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,594,058千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

既定の地方債の補正は「第2表地方債補正」による。

なお、事項別明細書につきましては後程説明させますのでよろしく願いいたします。

議案第39号、地方税法等の一部改正に伴い、当村国民健康保険税条例も同様に改正する必要がある

医療費の増高が予想され、それに見合う財政確保するため税率の改正の必要があり、この案を提出する。内容につきましては担当職員から説明させますので、よろしく願いいたします。

議案第40号、歳入歳出補正予算の総額から歳入歳出それぞれ6,268千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,360千円と定める。

歳入歳出補正予算の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出補正予算」による。

事項別明細書の説明は担当職員の方でさせますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時02分）

再 開（午後3時11分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第34号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。
これより議案第35号の質疑に入ります。
発言を許します。
質疑ありませんか。
おはかりいたします。
これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。
これより議案第36号の質疑に入ります。
発言を許します。
質疑ありませんか。
おはかりいたします。
これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩 (午後3時13分)

再 開 (午後3時14分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。
これより議案第34号の討論に入ります。
先に反対者の発言を許します。
反対意見ありませんか。
これをもって討論を終結いたします。
これより議案第34号 監査委員の選任について採決いたします。
本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第35号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案等35号 固定資産評価審査委員会委員の適任について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第36号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 北部広域市町村圏協議会規約の一部を改正する規約について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時17分）

再 開（午後3時46分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後3時47分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和56年9月25日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和56年9月25日 午前10時00分)

散 会 (昭和56年9月25日 午後3時44分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	11番議員 前 田 福 正 君
4番議員 山 川 保 清 君	12番議員 東 武 郎 君
5番議員 平 良 実 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

9番議員 松 島 重 克 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	税務課長	宮里盛順君
助役	新城繁正君	経済課長	仲村順三君
教育長	宮城松一君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	書記	島田哲夫君
厚生課長	稲福幸三君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第2号）

日程第1	議案第37号	大宜味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例
日程第2	議案第38号	昭和56年度大宜味村一般会計補正予算
日程第3	議案第39号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第40号	昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第37号から日程第4 議案第40号までを一括議題といたします。
（8番退場）

議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時09分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
13番入場。

これより議案第37号の質疑に入ります。
発言を許します。

- 7番（山川正行君） 第3条第2項、容器等が廃棄物となった場合はその回収に努めなければならないとあるわけですが、これは事業者が回収に努めなければならないとなっているわけですが、この場合の事業者とは販売者なのか製造者なのか。

- 厚生課長（稲福幸三君） これは製造会社を指しているわけです。

- 7番（山川正行君） 空缶などの場合も製造会社が回収に努めるという解釈ですか。

- 厚生課長（稲福幸三君） 廃棄物の回収は空缶などの回収については、現在のところびんなど殆んど小売り店を通して回収しているわけです。これと同じような要領で回収されるだろうということです。

- 7番（山川正行君） だろうということですか。それともするということですか。

- 厚生課長（稲福幸三君） 回収されることになります。

- 10番（前田貞四郎君） 第4条第4項に悪臭の発散防止に努めなければならないとありますが、悪臭の基準がありますか。

- 厚生課長（稲福幸三君） 悪臭には我々が知る範囲では分かってないわけです。どの程度から悪臭というのか判断によるわけですが、努めて生活環境を破壊しないとか、或いは不愉快な思いをさせないような悪臭のことを言っているわけです。

- 10番（前田貞四郎君） そういう場合は行政指導をするわけですか。

- 厚生課長（稲福幸三君） 悪臭の発生している所、養豚場の周辺から通れば確かに感ずるわけですから、悪臭がある所はやはり行政指導をしていくという考え方です。

- 13番（平良嘉清君） 別表について、前の基準から見ますと60%増ということですが、

課長の説明によると3台を基準にしたと、この3台基準というのはどういう基準から算定したもののか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） し尿が1人当り排出される量は0.8から1.2ぐらいと見ているわけですが、現在本村においては浄化槽がかなり普及しておりまして汲取りする量が少なくなっているわけです。

1日3台という基準をどうして出したかと申し上げますと、55年度1か年の名護衛生センターに搬出されたし尿の量を月に割りまして、これを1日3台にしますと村内は11日か12日で処理出来るという基準でやっているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 60%増の料金であるわけですが、これは業者からの要望であるのか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 10リットル当りの手数料25円は前の清掃条例にあるものからは60%増になっているわけですがしかし、前の額は47年からの料金であるわけで、その間に改正もされてないし、現在まで物価の上昇とか経済変動があるわけです。業者からは25円に上げてくれという要望はないわけですが、従来までは名護市並みの料金を取っていたわけですが、近隣町村の料金も考慮して25円の基準にしているわけです。業者が汲取りに出た場合にはある程度、いわゆるこの業務を続けていける料金でなければいけないのではないかと、日当ぐらいいは取れる料金にしたわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 第5条に処理区域内における一般廃棄物の処理計画を定めるものとするがありますが、これは規則で定めるのか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 処理計画については告示事項でありますので規則以外に定めることになっています。

○ 7番（山川正行君） 第6条第2項、一般廃棄物については村長の指定する容器に収納するということですが、村長の指定する容器について説明願います。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 収集業務が円滑に出来るように袋はどうしても指定しなければ出来ないということになるわけですが強いセメント袋まではやっていこうと考えているわけです。

○ 7番（山川正行君） 指定する袋は特定メーカーの製品になりますか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 特定の製品を取るわけではなくして、現在ごみ袋を製造している会社は本県で4、5社あるのではないかと見ています。その中の会社から各小売り店が取ることになるかと思いますが、このごみ袋より強いものであれば指定するということにもなるわけです。

○ 7番（山川正行君） 第6条第3項の中で村の行なう収集、運搬または処分に支障を及

ぼすと認められるものを混入してはならないとなっていますが、ガラスの割れなども含まれますか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 割れびんとかは含まれないです。袋にそのまま入れますと袋が破れますので、破れない方法で入れると思うので、ここで支障を及ぼすということですが畳など1枚そのまま出す人がいるわけです。そういうものを出す場合、或いは下枝を伐採したものをそのまま出した場合はその業務が出来ないわけですので、そういうものを指しているわけです。

○ 7番（山川正行君） びんの割れとかは支障を来たすものには入らないわけですね。これは別の袋に入れて出しているわけですね。

○ 厚生課長（稲福幸三君） そのとおりでよろしいと思います。つけ加えることは、収納袋に入れる場合には砕いて袋が破れないように入れてもらいたいと思います。そういう点は行政指導していく考えであります。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第38号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 10番（前田貞四郎君） 不動産売払収入の2,005千円は安瀉地原の池沼となっていますが、面積と単価はいくらか。

○ 経済課長（仲村順三君） 面積は2,580平方メートル、単価ですがこれは入札でやりまして、入札額を面積で割ると777円余りになっています。

○ 10番（前田貞四郎君） 道路をはさんで左側にもあったと思いますがそれまで含んでいますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 元の歩いて通れる道の左側一部含まれています。

○ 10番（前田貞四郎君） 入札はどういう方法でやりましたか。

○ 経済課長（仲村順三君） 指名競争入札であります。

○ 10番（前田貞四郎君） 安瀉地周辺の土地を持っている人達を指名したわけですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 村営土地改良事業で圃場整備やる土地改良法第3条の資格者

の皆さんを指名して入札しています。

○ 13番（平良嘉清君） 農地費の賃金に広域農業開発基本調査とありますが、これはどういうものですか。

○ 経済課長（仲村順三君） これは総合事務局の方が事業実施しておりますが総合事務局が調査地域を指定しておりますのでその指定している地域内の土地について権利別の調査、その地域の状況、いわゆる地目別の調査等の委託であります。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第39号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番（平良嘉清君） この改正案によって一般家庭でいくらかぐらいの上昇になるか。試算したことがあるか。

○ 書記（島田哲夫君） 55年度実績の一世帯当たりが39,998円で今度の予算で見えますと40,251円になります

1人当たり55年度が実績で13,475円で今度13,882円が出て来ます。

去年の実績と比較して一世帯当たりで約0.6%の上昇で、1人当たりでは3.02%上昇というふうになっています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第40号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番（平良嘉清君） 国民健康保険税の滞納繰越分に1,028千円とありますが、この中

には0.42%という数字が出ていますが、この数字はどういうものか。

○ 書記（島田哲夫君） 去年は滞納分の中から実際に徴収した収納割り合です。今度もその収入割り合で滞納金を徴収するというので計上しています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時45分）

再 開（午前10時51分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第37号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 大宜味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第38号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第39号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第40号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時54分)

再 開 (午後3時43分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

明日26日は議事の都合により休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、明日26日は休会することに決しました。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。
大変ご苦労さんでした。

散 会 (午後 3 時44分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和56年9月28日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和56年9月28日 午前10時00分)

散 会 (昭和56年9月28日 午前11時50分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	11番議員 前 田 福 正 君
4番議員 山 川 保 清 君	12番議員 東 武 郎 君
5番議員 平 良 実 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

9番議員 松 島 重 克 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 建設課長 古我知 清 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 山城保雄君 書記 前田 孝君

6. 議事日程（第3号）

日程第1 議案第41号 津波地区簡易水道施設工事請負契約について

日程第2 選挙管理委員及び補充員の選挙

日程第3 農業委員推せんについて

日程第4 陳情第6号 婦人農業委員推薦方について

日程第5 陳情第4号 県産品の使用について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。
暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時04分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
日程第1 議案第41号を議題といたします。
村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要す。

よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時06分）

再 開（午前10時08分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第41号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時09分）

再 開（午前10時10分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第41号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 津波地区簡易水道施設工事請負契約について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時11分)

再 開 (午前10時41分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第2 選挙管理委員及び補充員の選挙を議題といたします。

おはかりいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定されました。

更におはかりいたします。

指名の方法は議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において選挙管理委員及び補充員を指名いたします。

選挙管理委員に、字喜如嘉754-4番地、吉浜善一君、字大兼久48番地、大宜見朝栄君、字白浜442-391番地、比嘉恵光君、字屋古20番地宮城長孝君、以上4名を委員に、同じく補充員に字田嘉里388番地、知念秀光君、字大宜味217番地、平良盛吉君、字白浜79番地、親川富吉君、字塩屋647番地、山城覚助君、以上4名を補充員に指名いたします。

おはかりいたします。

只今、議長において指名いたしましたとおり当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、只今議長において指名いたしました諸君を当選人と定めることに決定いたしま

した。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時43分）

再 開（午前10時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 農業委員推せんについてを議題といたします。

おはかりいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員は3人とし、宇屋古7番地、宮城長雄君、宇大宜味村243番地、山城保弘君、宇津波637番地、上間浩君を推薦いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員に以上の3人を推薦することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時45分）

再 開（午前10時52分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第4 陳情第6号を議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第6号 婦人農業委員推薦方について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手なし）

○ 議長（玉城一昌君） 賛成者なしであります。

よって、本陳情は不採択と決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時55分）

再 開（午前11時34分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第5 陳情第4号 県産品の使用についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本陳情の質疑は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、質疑は省略されました。

これより陳情第4号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第4号 県産品の使用について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○ 議長(玉城一昌君) 賛成多数であります。

よって、本陳情は採択と決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時35分)

再 開 (午前11時49分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

明日29日は議事の都合により休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、明日29日は休会することに決しました

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午前11時50分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和56年9月30日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和56年9月30日 午前10時00分)

閉 会 (昭和56年9月30日 午後1時28分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	11番議員 前 田 福 正 君
4番議員 山 川 保 清 君	12番議員 東 武 郎 君
5番議員 平 良 実 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

9番議員 松 島 重 克 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	根路銘	安昌	君	厚生課長	稲福	幸三	君
助	役	新城	繁正	君	経済課長	仲村	順三	君
総務課長	崎山勝正君							

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城	保雄	君	書記	前田	孝	君
------	----	----	---	----	----	---	---

6. 議事日程（第4号）

日程第1 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時08分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

○ 7番（山川正行君） この工事が始まり、これに対する苦情がかなり出ています。騒音、振動、そしてほこり、交通の一時停止、或いは全面交通止めと、また、家屋やへいなどに大分被害を受けていますが、既に当局も調査されご存知だと思いますし、また、周囲からの報告もあったかと思えます。その内容と対策についてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 導水管工事につきましては着工してから工事やるということで企業局から説明があったわけですが、その工事着工前におきましては直接企業局から工事何時から施工するということなかったわけですが、導水管も運ばれており、どういうふうにするのか村からも企業局に対して、市町村或いは地域の部落にもその説明はやるべきではないかというふうなことで、これも名護で業者に安全対策協議会、更にそれと一緒に起工式みたいなのがありまして、そこに案内がありましたので、そこで企業局の方に我々は全く分からないで工事をやるというのはけしからんのではないかと、私はあいさつの中でそれを強く、村にも説明やれ、部落にも説明やれと強く要求したわけですが、その後で工事は何時からやりますからよろしくということで文書が来たわけなんです。そして各部落にも説明するからという企業局の説明がありました。

それからその時に、被害があった場合は当然補償してもらわなければ困るというふうな企業局にも強く申し入れしているわけですが、それで村といたしましては、去った区長会におきまして被害などがあつたら報告するよというふうなやっています。それで総務課が担当しているわけですが、まだ被害の報告は正式にはないということです。報告があり次第企業局に現地を調査してもらって、これによる被害ということがはっきりすればそれ相応の対策を企業局は是非やってもらいたいと考えています

それでこれの工期は12月までだと思んですがまだ十分ありますので、そういうふうな事態が起ればすぐ各部落からでも報告してもらって、企業局にその対策をするように申し入れ

したいと思います。

○ 7番（山川正行君） 各部落を調べてみますとそういう説明がないわけですね。先程の答弁の中にありました補償は復元補償ととらえていいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 補償につきましては我々が補償するものではなく企業局が補償する問題であります。また、本来ならば企業局対個人であるべきなんです。行政の立場からいたしまして住民の被害を放っておくわけにはいかんというわけで、個人対企業局の問題であるわけですが、村民の被害が放置されないように企業局に申し入れしまして、起った被害に対してその都度被害の実情に合わせて要請しなければいかんと思っているわけです。

○ 7番（山川正行君） 今、お伺いしているのは補償の方法なんです。

以前にこういう例があるんです。ブロックべいに亀裂が入ったんで補償するということで修理したんです。亀裂は修理したものとびらが変形してロックが効かないんです。こういうような補償では困るわけです。だから補償というのは復元でなければならないと、これを元に戻すようにしなければならぬということですが、それで理解してよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 我々としては先程申し上げましたように全体を考えて申し上げたわけなんです。こういうブロックべいとかいうのは地主の意見も聞きながら対処していかなければいかんと思うんです。復元補償にも金をやるとか造り変えるとかいろいろあるでしょうから、地主の意見も聞いて地主の要求する方向で協力していきたいと思っています。

○ 7番（山川正行君） 4号線のところの工事も始って現在交通が大変渋滞しているような状態なんです。部落に対する説明ではこの工事は9月いっぱいでは終るんだという説明があるんです。この工事が全面交通止めになるか所は今から始まるんです。ですからこのか所が始まる、部落での説明でもう回すると、例えば、大保川の全面交通止めのか所が始まると、田港の人々が開墾に行くために塩屋を回っていかなければならないわけです。そして塩屋の全面交通止めのか所が始まると今度は役場に行くために大保を回って江洲を回らなければならないと、う回するというのは説明の中にあつたわけです。ところがこのう回に対して燃費とか時間のロスとか出費が重むわけです。これに対する補償の問題は何等話し合われてないわけです。その辺を部落の人が概算しているわけですが、大保、田港の地域に車が約40台あるわけです。そうするとこれ等の車が制約を受けるわけですね。そうするとこの期間中に燃費が大変な額になるわけです。このような補償は当然なされて然るべきだと思いますがどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに向こうは工事期間中車の交通は支障を来すと思うんです。それは各部落でも説明会あつたと思うんです。そして部落においてこれにどう対応していくか。確かに計画ではマイクロバスを置いて支障来たさないように業者がやるというふうな、

人員の輸送をするという説明であったわけです。我々のところでも。だからそれがどうなされているか。その他に部落としてどう補償してくれと、確かにマイクロバスで運んでも自家用車を持っている人とか、仕事関係で遠回りをしなければいかんということもあると思うんです。そういうふうな場合は、一応考えられるのは燃料代が余計ついたとかが考えられるわけですが、これについては個人個人非常に難しい問題だと思うわけです。だから地域としてこれに対してどういうふうに対処していくか、その地域の人達と話し合いしてやらなければいかんと思います。

○ 7番（山川正行君） 全面交通止めですからマイクロバスも通らないわけです。確かに9月いっぱいマイクロバスを運行すると契約されております。マイクロバスが通ってもう回するわけです。個人の車もう回すわけですから。それからバスは10月から通すと説明の中で言っているんです。ですからこれにはマイクロバスの契約は今月いっぱいになっているわけです。10月から路線バスが通るということになっているわけですから、説明の中で工事今月いっぱい終るということで、ところが今、例を申し上げますと、田港の中学生が工事中塩屋から歩くのは危険だということで給油所前から大保までバスを乗って田港まで歩くわけです。そうするとこのバスが大保を回って塩屋までのバス賃を取られるわけです。これは工事施工者の責任ですね。白浜からわずかの区間で150円の料金が取られるわけです。従来は80円の所が倍になるわけです。この点も大変問題があるわけです。ですから工事期間が長引くということはいろいろ問題が出て来るわけですが、先程私が申し上げましたのはう回す所の輸送について村長はやるべきかどうかということを知りたいわけですが、その点もう一度明確にお願いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） う回についての補償は大変難しい問題だと思うんです。道路の使用については県や国道事務所の許可を受けて工事をやっているわけですので、道路関係の法を検討しなければ補償をやるべきかどうかということは問題でないかと思うんです。確かに住民側としてはこれだけ燃料経費使うから補償やるべきだということになるわけなんです。制度的にこれが当然補償されるものであるかどうか我々分かりませんので、これは勉強しなければいかんと思うんです。

○ 7番（山川正行君） 従来もこういうものに対する協力というのは、例えば交通が少し不便だからという協力はやっているんです。公共工事とかは当然協力やるべきだと思います。ところが自分で金を持ち出してまで協力するというのは問題があると思うんです。燃費はそれだけ重むわけですから当然自分で持ち出すという形になるわけです。だからその辺は当然補償して然るべきだと思うわけですが、工事をするためにそれだけ個人の出費が重むわけですから、そうしてまで協力しなければならぬのかという問題なんです。だから交通の不便

とかには当然協力しています。しかし地域の人達は自分で金を出してまでするかということです。だからその辺のところは当然補償していいと思うんですがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） ですからこの件は道路管理者が許可を与えているわけですね。ですからそのように道路の使用は許可されるわけです。この辺に道路管理者が許可した場合に住民の受ける被害というのを道路管理者の責任であるのか、或いは何処の責任であるのか、我々としては十分勉強してないので今すぐ当然こうやるべきだということはなかなか出せないわけです。

○ 7番（山川正行君） 責任の所在は別としても、当然出費が重むわけです。何故こういう形までして協力しなければならぬかということです。これに対して補償があつて然るべきだと思うんですが、その点の見解を聞いているんです。

○ 村長（根路銘安昌君） ですから道路管理者の許可を受けてやっているわけですから、それについて補償の対象になるのかどうか法的問題まだ我々理解しておりませんので、もう少し検討しなければいかんと思うわけです。

○ 7番（山川正行君） これは非常に大きな問題だと思います。村民生活に直接影響するこのようなことは放置出来ないと思います。例えば、当時の試算でも工事期間中にう回する燃費だけでも40万円程概算しているわけです。これだけ余分に出費するわけです。40万円をこの工事したためにむだ使いさせられたということになるわけです。これが補償ないということは、事前に相談も何もなかったということになると大変な問題ですよ。ですからこれは当然補償があつて然るべきだと思います。

それから、個人個人でこの補償を要求するというのは、住民は弱いわけですね。今、私が申し上げたことも含めて地域から要請があれば行政サイドから十分協力していただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げましたように、村民がそのように被害にあつて泣き寝入りすることがないように、そういうことで区長会においても報告してもらうようにと要望しているわけですので、それについては我々も出来る限りの努力はしたいと思っています。

○ 6番（福地善雄君） 農村総合整備事業の喜如嘉集落排水路No.3-8、No.3-9、No.3-10、No.3-11、No.3-12、No.3-13の工事施工時期をお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） これは前にも現在の農村総合整備モデル事業の予算の関係とか前の議会でも担当課長が説明したわけでございます。モデル事業の場合は当初の計画どおりでありますと、来年度で終る計画になるわけなんです、計画どおりの予算がつかないわけなんです。

それでどの工事を何時やるという長期的な計画は非常に難しいわけなんです。本県で一番最初にした所も9か年になるわけですがまだ完成してないと、また、県においても何か年で終る見通しをつけたらいいかと県の担当課にも問い合わせしているわけですが、県としても何時ということは言えないと、更に昨日も総合事務局の改良課長見えておまして、一体どう計画したらいいのかと言ったら、向こうとしてもはっきり何時ということは今言えないというふうなことでありまして、これは毎年予算に合わせてしかやっていけないというふうな状態でございます。でありますので、これの実施時期というのを今はっきり何時ということは申し上げられません。来年あたりの予算がいくらつくかということもありますが、各部落につきましては、今年あたりは集落道で土地問題も解決されている所で、更に消防車とかが入れないような所を優先的に整備しようということでやっているわけです。そういうふうなことでありまして、何時やるということば申し上げることは出来ないわけです。

○ 6番(福地善雄君) No.3-9は公民館の裏になるわけですが、この排水路は4地域から合流する所で、部落半分以上の地域となり、雨期の度にあふれることがあります。

それからNo.3-8からNo.3-13まで殆んど未整備のままで、特にNo.3の排水路一帯は家庭内の洗たく水とか、風呂の湯あか、台所の洗剤等の汚染が排水路の底に溜り悪臭を発生、蚊の発生源にもなりかねません。環境衛生の面からも放置しておけないと思います。村当局はこのか所を調査の上、次年度実施の計画を考慮していただけないかお伺いします。

○ 村長(根路銘安昌君) 先程も申し上げましたように、次年度の予算がいくらつくか分かりませんので、予算をにらみ合わせながら、或いは部落と話し合いしながら進めていきたいと思っておりますので、来年度やるということは今はっきり申し上げられません。

○ 8番(崎山喜弘君) 聞くところによりますと、砂防ダム建設のために埋没する地域の土地は地主個々に対し、土地買い上げの交渉がなされているようですが、村当局にも何等かの連絡があったかどうか。

この砂防ダムは村当局が要請した工事であるのかどうか。

砂防ダムと揚水発電所計画と関連があるのかどうか。

砂防ダムの工事着工時期について。以上4点についてお伺いします。

○ 村長(根路銘安昌君) 饒波川の砂防ダムは県の直接の事業であるわけです。それでこの砂防ダムを造るということは建設課に連絡があったようでございます。それも砂防ダム造るに当たっての村道でございますので、道路の使用につきまして話があって、その前に砂防ダムを造るという話はないわけです。

それで、これは村当局が要請した工事であるのかということですが、特別に要請はしておりません。これは県の担当部門といたしましても、我々が予想するところであるわけなんです。

すが、2つの砂防ダムがいっぱいになっているので河川の維持管理という面から造る必要があるということではあるのではないかと思います。

それから砂防ダムと揚水発電計画と関連があるかということですが、ないと思います。これはあくまでも担当が違いますのでないと思います。

それから、着工時期でございますが、何時着工するという連絡もないので分かりません。

○ **8番(崎山喜弘君)** 説明によりますと村当局としても余りその事情についてはご存知ないようですが、饒波川上流の場合は将来本村の開発において非常に貴重な資源になるのではないかと考えております。特に村長の森林公園とかを計画する場合に、今みたいに県の考えで地域には何も連絡もなく、そういう工事をして土地を買い上げされた場合に、村が事業をする場合に支障はないかどうか。

○ **村長(根路銘安昌君)** 土地をどのように買い上げしているか良く分からんわけですが、砂防ダムの機能を果たすような砂防ダムでなければいかんわけですので、砂が溜るところの用地ではなかろうかと思っているわけです。

○ **8番(崎山喜弘君)** この問題は3月議会でも触れたわけなんです、村当局としてはっきり調査してないようですが、村内がどう変わっていくかということに対して、やはり村としても県あたりに事情を聞いて詳しく説明出来るようにするのが当然ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○ **村長(根路銘安昌君)** 地域を良くするために造るわけであって悪くするために造ってはいかんわけです。ですからもしもそういうことがありますならば、饒波川あたりが本当に必要ないのかどうか。我々も事前に相談は受けてないわけですが、今後その地域が必要ないということであれば、今後の問題については取り止めするとか県にもやっていきたいと思えます。

○ **3番(山城宗喜君)** 火災の発生時におきまして消防車の緊急出動に際して、火災現場において水利の確保と効率的放水の効果を図り早期に鎮火の実を挙げるために防火水槽は絶対的に必要であります。

本村において既に、津波、塩屋、大兼久、喜如嘉に防火水槽の建設実現を見たことは、防火対策上まことに力強さを感じるわけであります。本村といたしましては一層防火水槽の建設強化は必要であるとして、更に未建設部落には年次的に建設計画が立てられていたことと思えます。

私は去年の12月定例議会におきまして本件について質問いたしましたのに対しまして、村長の答弁では消防関係の事業であります防火水槽は、国頭地区消防組合が発足いたしました消防組合の事業になっているとの説明がありました。

更に、村長は同組合に対して村で組合が出来る前に計画しておりました防火水槽の件につきましては村としてこのような計画をやっているから、これの促進をやってくれと要請をして計画書も消防組合に出しているとの説明でございましたが、その後、消防組合としての防火水槽建設計画はどのようになっているか。また、本村の建設見通しについて掌握されておられましたらお聞かせ願いたいと思います。

○ **村長（根路銘安昌君）** この件については私の方からも申し入れしているわけですが、国頭地区消防と直接話し合っているのは総務課長でありますので、総務課長の方から説明させます。

○ **総務課長（崎山勝正君）** 確かにこれから火災の発生する時期に向いますので、水利の確保につきましては必要なことだと思うわけです。本村といたしまして国頭地区消防組合が出来る前に防火水槽計画を持っていたわけですし、その計画に則りまして4か所の防火水槽を造ったわけなんです。国頭地区消防が発足したことによりまして防火水槽計画は引き継いでもらったわけです。そして去年国頭地区消防にはなるべく早く出来るようにと申し入れしているわけですが、私も今後の計画はどうなっているかと聞いたわけですが、現在の国頭地区の財政力では今すぐということは出来ないというようなことで、本村の計画がなるべく早く出来るように努力はしますというふうなことでございますが、今すぐ建設するのは難しいということを申し上げておきます。

国頭地区消防としましても範囲が広いので、今防火水槽が設置されているのは本村が4か所、国頭村1か所、東村はありません。そういう状態でございますので防火水槽の促進に当っては気をつけているようでございますが、財政的な問題がからんでおりますので、先程申しましたように本村の要望どおりには計画が運んでないということでございます。

○ **3番（山城宗喜君）** 国頭消防組合の防火水槽建設事業は3村にわたって行なわれるということですが、本村といたしましては当組合が出来る以前に建設計画が立てられ、既に4か所の建設実現を見ておりまして、更につぎつぎと建設を推進する計画が立てられていた実情でありますので、その促進のために更に強く要請すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○ **村長（根路銘安昌君）** その件につきましては先程も総務課長から実情説明あったわけですが、本村といたしまして引き続き国頭地区消防組合に対して防火水槽の増設は要請したいと思います。

○ **5番（平良 実君）** 本件については県の事業で相当の成果を挙げているようですが、村としても追跡調査をやっていることだと思いますので、現時点における村内の発生状況についてお伺いします。

○ 経済課長（仲村順三君） 普及所と役場で毎月1回調査しておりますが、調査結果では今年の1月から現時点まで本村内では1匹も発生しておりません。そういうことで現時点では村内では撲滅の状態にあるのではないかと見ています。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時55分）

再 開（午前11時00分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 13番（平良嘉清君） ご存知のように押川区は水事情が最大のピンチになっております。また、水は生活に不可欠の要素でございますので、この事業の予定する実施時期、今考えている場所、予算と地元負担との関係についてお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） 何処に水があるかという調査をやっているわけですし、場所もはっきりしておりません。でありますので、時期も予算も場所もまだはっきりしません。

○ 13番（平良嘉清君） 予算額は分からないにしても地元負担との関係はどのようになるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 造るに当たって相当大がかりのものであったら問題であるわけです。そういうものは場所もはっきりしてから調査もしなければいかんわけですので、その予算関係も別にまだ考えておりません。

○ 13番（平良嘉清君） 押川区の状況は、7か所に分散して施設を造っているようです。このままでいくと近々に水は他から運ばなければならない状況が来るということが予測されるわけですが、その場合の水の供給については村はどのように考えているか。

○ 村長（根路銘安昌君） 地元で確かにあっちこっちの小さなわき水とか、前に使っていたものを使っているわけですが、どうしても水がなくなるということであるならば村としてもいろいろ方法を講じて水を運んであげるとかいうことはやらなければいけないと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 56年度の施政方針の中にも水問題について触れているわけですが、広域水道行政に関係ない部落の簡易水道施設に対してはどうか対応しなければならないか。

○ 村長（根路銘安昌君） 広域の簡易水道から直接使えない所は上原、押川江洲ということになるわけですが、これにつきましては今まで構造改善事業等で水道施設をやって来たわけです。各部落で独自の簡易水道をやってもらわなければいかんと思っています。

○ 10番（前田貞四郎君） 現在、国会でも大きな問題となっております行財政機構の簡素合理化についてお伺いしますが、先ず最初に本村のラスパイレス指数はいくらになっておりますか。

○ 助役（新城繁正君） 本件につきまして随分慎重に検討しているわけですが、と申しま

すのは、従来のラス指数についての県の対応が市町村について貴村はこれだけになっていますよという形で指数が出て来たわけですが、従ってなかなか情報がつかめなくて他町村については事情が良く分からなかったわけですが、そういう意味でお答え出来るかどうかという疑問がありましたが、去った町村長並びに担当課長の会合の席上で県からの資料が公表されておりますのでそれに基づきましてお答えしたいと思います。

本村のラス指数は56年4月で101,4でございます。

○ 10番（前田貞四郎君） 9月7日の市町村会議で村の行政機構の簡素合理化についてどういふ点を県から指摘されたか。

○ 助役（新城繁正君） 本村としての指摘はございませんでした。資料が渡されましたのでこれについての一般的な説明はありましたが、個々の市町村の指摘はございません。

○ 10番（前田貞四郎君） 県全体として簡素合理化すべきという指摘がありましたら、それについて是正しなければ交付税とかの絡みはありませんか。

○ 助役（新城繁正君） 只今ご指摘になりましたことにつきましては私共も随分関心を持っているわけですし、これまでは口頭或いは文書等で国、県並みへの是正ということ指摘されていたわけですが、今回の場合は具体的に、例えば期末手当の国或いは県を上回る場合は、その分は特別交付税からカットしますと、カットした金額まで示されているわけです。そういうようなことでこれは明らかに今回臨調が出しました国の行政改革を受けて県が対応していくという心構えがより強く出たものだと思っております、従いまして村としても当然交付税でもってまかなわれている財政でございますので、これに対応していくような態勢は一挙に出来ないかも知れませんが、それを徐々に改善していくという姿勢を確立しなければいかんのではないかということで目下検討をしているところでございます。

○ 10番（前田貞四郎君） 指摘された点につきましては村として十分対応していく考えですか。

○ 助役（新城繁正君） 十分というように念を押されますと、そうしますと確答は出来かねますが、国や県の指導が客観状勢として出ているものですから村といたしましても条例関係、或いは規則関係等法令に基づくものを十分検討しながら、或いは村民との均衡を十分検討しながら徐々に改善を図っていくということをお話し合っている段階です。

○ 7番（山川正行君） 復帰になって公選制であったのが任命制に変わっています。現在教科書の検定問題、教育面での反動化が問題になっている時だけに、東京の中野区で行なわれた準公選制の実施が非常に反響を呼んでいるわけです。この準公選制に対する村長の見解を承りたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 本村といたしましては現在地域からの推薦制にしているわけで

すが、村長の意向だけでなくして、地域の人達の意向も受け入れて教育委員の選任を進めているわけです。公選制ということについては現在考えておりません。また、公選制について現在研究もしておりません。

○ 7番（山川正行君） 準公選制に対する考え方がないということですかそれともこれに対する見解をお持ちでないということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 準公選制について現在検討もしていないということでございます。

○ 7番（山川正行君） 私が申し上げておりますのは、実施するかどうかという以前の問題として、東京中野区で実施されている準公選制に対する村長の見解なんです。任命制でいいのか悪いのかという見解を聞いているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに教育委員の選任につきまして多くの人が選ぶということは大変なことだと思うわけです。そういうふうな考え方から村といたしましても地域に配分しまして、その地域の方々で推薦を得てやろうという考えでやっているわけなんです。公選がより良いやり方であるのかということについては、私といたしましてはどの方がいいと、公選でなければいかんということについて考えをまとめてないわけです。そういうことで公選制について今どうということは私ではっきり申し上げることは出来ません。

○ 7番（山川正行君） 確かに本村では地域の声を聞きながら教育委員の任命がされています。ところがこれは私が申し上げているところの準公選制は制度化されたものです。

現在、本村で行なわれている地域の声を反映しながら任命しているということと似たような形なんです。しかし、制度化されなくてそういうようにやるものと、制度化されたものでは差があるわけですからこの制度化されたものについての見解を聞いているわけですが、その見解も出てないわけですか。つまり、準公選制の制度化されたものが現在の任命制度よりいいのか悪いのかという見解ぐらいはお持ちだと思うわけですが、どうですかその辺は。

○ 村長（根路銘安昌君） 任命する側としては正しく任命するということであると思うわけなんです。個人の考え方が主になる場合があると思うんです。ですから現在の任命よりもより多くの人の意見を聞く、多くの人の意見を反映させてやるのが理想的ではなかろうかと思っているわけです。

○ 7番（山川正行君） 今の答弁は、準公選制に対する村長の見解は現在の任命制度よりは前進したものであるということにとらえてよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） その方が本当に民主的で好ましい方法ではないかと思うわけですが、制度そのものとしては、ですが直ぐこちらとして公選しなければいかんということは我々としてはまだ十分検討してないということです。

○ 7番（山川正行君） 私が聞いているのは準公選制に対する村長の見解を聞いているわ

けです。本村では地域の声を聞いて準公選制に近い形で任命されておりますね。村長の見解では、準公選制は任命制より前進したものであるという見解ならば、今ある地域の声を聞いて反映しているものを制度化したらどうかということなんです。これを制度化したものを私は準公選制だと思っているわけです。那覇市でもこれの実施に向けて検討を始めるという情報が入っているわけですが、検討してみるぐらいはいいと思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるとおり準公選制というのはいろいろ方法はあるかと思うんです。制度化するということは今考えてないわけなんです、今後、検討はされなければいかんと思っています。

○ 5番（平良 実君） 中北部の一部地域において松食い虫が発生して県としても防除に努力しているとの新聞報道がありますが、松林の多い本村といたしましても将来どうなるかということで、住民としても入っていないかどうかということで心配しているわけですが、現在、村内での発生がないかどうか。52年に村内で発生していたザイセン虫と松食い虫の発生の相違点についてお伺いします。

○ 経済課長（仲村順三君） 赤く枯れている松を対象に調査したのが33本ありまして、その殆んどが根の皮をはいで枯らしているものと、去った台風で根が掘り起されて枯れたもの等が殆んどで、33本の内30本、その他原因不明のものが3本、原因不明のものについて林業事務所に調査を依頼しましたところ中部で発生しているザイセン虫は発見出来なかったという報告がありまして、現時点で調査した段階ではザイセン虫は確認出来ておりません。

52年当時、特に大保地域で松の枯れたのが発生しておりましたが、あの時もザイセン虫の確認は出来なかったわけで、52年の場合のものとの相違点ですが、ザイセン虫による松の枯れということではなくして、相違はないものとみています。

○ 5番（平良 実君） ザイセン虫と松食い虫の被害は見分けがつかないということですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 松食い虫というのは松に被害のある害虫を全て松食い虫となりまして、その中に松のザイセン虫とか松のマダラカミキリ虫とかがありまして、松食い虫とは松に被害を与える虫を総称して表現しているわけです。

○ 5番（平良 実君） 被害に遭うとチップとかに使えないかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） この虫を撲滅するためには焼却しかないということが言われておりまして、その辺は良く分かりません。ザイセン虫以外の被害を受けた松についてはチップ等にも出来るのではないかと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 県の年次計画と設置場所についてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） これはご承知のように県の事業でございます。それで県の年次

計画は示されておりません。設置場所も示されておりません。只、村といたしまして随分長期的な計画で県の資料といたしまして出しているわけでして、年次計画や場所もはっきり示されてないので村としては分からん状態です。

○ 13番（平良嘉清君） これは県の財源と見合わせて計画なされていると思うわけですが、現在設置している場所について地域のコンセンサスを得ないでやったのか。現在の場所は地域のコンセンサスを得なくても適当な場所だと村長は思うかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 中には位置的に十分ではないと思う所もあると思います。しかし、地域の人には県がどうやると説明されていると思うんですが、計画の段階から県は市町村に対してどうやるということないわけです。

只、海岸事業の海岸保全施設の必要か所というふうなことを村が県に出しているわけです。それで工法とかは県が検討してやるわけでございます。それで場所とかがそれでいいかということでございますが、位置的には問題のか所もあるうかと思えます。

○ 13番（平良嘉清君） 現在設置しているか所に問題もあり得るということですが、県に対して地域との話し合いをするように申し入れは出来ないか。

○ 村長（根路銘安昌君） 県に対しても地域と十分相談してやるようにと度々申し入れしているわけなんです、これが十分なされてないような状況です。その件につきましては地域の人達が地域の事情も分かるし、地域とも連携取りながらやってもらうように要望したいと思えます。

○ 7番（山川正行君） この件につきましては3月議会でも質問しましたが、あの時の答弁では新しい区長が誕生したら再度伝えたいということでしたが、新しい区長が生まれたのでその後の経過についてお聞かせ願いたいと思えます。

○ 助役（新城繁正君） この件につきましては先程の話のように答弁しているわけですが、現在のところ正式に新区長に対して田嘉里川の水源地の件につきましては話し合いはまだ申し入れてありません。

○ 7番（山川正行君） まだ申し入れしてないようですが、申し入れする意思があるんですか。あるのだしたら何時までに申し入れするのですか。

○ 助役（新城繁正君） 時期的な問題になりますと明確な答弁は申し上げられませんが、現在の段階で田嘉里川からの水源地を求めるといふこれまでの方針に変更はございませんので、この件につきましては文書での申し入れをしようかという話し合いまでやっているわけですがもっと時期を見た方がいいのではないかということ等で現在行っていません、これは時期を十分見計らった上で話し合いをするという方向で現在は進めています。

○ 7番（山川正行君） 理解し難いんですが、申し入れる時期が適当でないというふう

感じるんですが、何か理由があるのか。差し支えなかったらその理由をお聞かせ願えませんか。

○ 助役（新城繁正君） 別に特別な理由というのはありません。田嘉里区民の意思が当時と今とは違いますが、区民の投票によったという経過があるということ等もありますので、条件は違うんだがもう少し時期を見た方がいいのではないかとということでございまして、これ以外について余りかかわりはないわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 予定する人員と職種についてお伺いします。現在建設中の一心療護園についての予定する人員と職種についてお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） これはご存知のように福祉法人の事業でございます。それで私の方から向こうに申し出ておりますのは、出来るだけ村内、或いは村内で得られない場合は村出身者を優先して採用してもらいたいということで理事長予定者にも申し上げているわけです。

人事権は理事長が持っているわけでありますので出来るだけそのようにしましょうということも言っておられるわけです。何名の職員を採用するかは向こうの計画を見なければ分らんわけですし、まだ職員採用につきましての人員は何名というふうなことの話し合いはしておりません。勿論、法的な基準はあるわけですがそのとおりにやるのかどうかは理事者あたりの考え方が反映するわけですので、何名採用するのかということとははっきりお答え出来ません。我々としてもどういうふうな職種で何名ぐらい必要とするのかを聞いてそれに対処しなければいかんということを考えているわけですし、一心療護園としてもまだその計画は出来てないようです。

○ 13番（平良嘉清君） 来年の4月開園となれば人事の問題は早くしなければならぬと思うわけですが、同じ技術を持っておるならば優先度は村内という確認はお持ちですか

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたように、これは正式な理事会が発足する前の会合で村内優先、或いは村出身者で村内に居住出来る者を優先ということで話し合いはやっております。

○ 13番（平良嘉清君） この作業はどのように進んでいるかその工程はご存知ないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） まだ、一心療護園としてもいくらの人数で何時採用するという事の計画も出来てないようでありますので、だから今のところ何時どうやるということも私としても分かりません。

○ 13番（平良嘉清君） 推進活動の経過と実践活動について概略お伺いします。

○ 経済課長（仲村順三君） この事業の推進活動の状況ですが、これは53年度から始まりまして58年度まで事業を実施していくわけですが、毎年その事業の趣旨に沿って推進協議会

の開催、推進委員会の開催、農業担い手の育成集落推進活動等を通して農用地の流動化を図っていくというのがこの活動の内容ですが、その経過としましては、特に55年度に重点を置いたのは農用地利用増進規程の作成、それから各部落における推進活動、特に7集落については集落の総合推進方策の作成などもこういう事業を通してやっています。それから農家の意向調査等を通してそのまとめなどが事業の経過であります。

実践活動であります。只今申し上げましたのが事業のやるべき内容でありまして、こういう方法でこの事業を実施しています。

○ 13番（平良嘉清君） 7集落の他の集落についてはどのような位置付けをするのか。

○ 経済課長（仲村順三君） 55年度に只今申し上げました7集落については集落総合推進方策の作成をしましたので、56年度においてあとの10集落についてはこれから方策作成の方法等を指導しまして、事業を進めていきたいと考えております。

○ 13番（平良嘉清君） 7集落についてはまとめが出来ているということですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 7集落については集落総合推進方策というのが作成されています。

○ 13番（平良嘉清君） 国の助成が8千万円あると聞いているわけですがどのような事業を行うということは考えてないか。

○ 経済課長（仲村順三君） 地域農政特別対策事業で行うのは、総合推進活動と整備事業であります。整備事業についてはどういう事業をやると、又、地区もいくつだという検討はこれから進めていきたいと思っております。

○ 13番（平良嘉清君） 約33,600平方メートルという面積があるわけですが、今の財政事情からしますとそのようなものから財源を引き出さなければいかんと思うわけですが、県の用地支払い計画があるかどうか。

その単価はいくらぐらいであるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 辺土名高校の敷地は随分前から県に対しまして買い上げをしてくれと要請をしているわけです。ところが県としましてはなかなか応じてくれないと、県の考え方としては個人の土地を使用している所を優先的にやっていきたいということで、なかなか市町村のものは解決出来ないわけです。これについては毎年要請しているわけですが、それで県として有償で使用したいということを言っているわけですが、これが何時になるかはっきり分からないような状態です。

○ 13番（平良嘉清君） 関係している市町村と結束して県に呼びかけるという方法は出来ないか。

○ 村長（根路銘安昌君） この件については市町村会の県に対する要請事項といたしまし

て高校用地の早期買い上げというのは要請しているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 賃借料を求めることは考えておりませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 我々として県に要請しているのは早期買い上げであります。しかし、県からのそれに対する返事は個人のを早く支払いして市町村のものはそれが済んでから手掛けたいということで、それで県としても有償で使うように努力はしたいという県教育庁の回答であるわけなんです、それが何時からなるかということはまだ分らんわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 県としましても個人に支払う金額はいくらと積算をして年次的な計画を作る必要があると思います。

それを地元の村長は県の言いなりに引き下がるということしか考えられないんですが、補償単価のメドさえもまだつかないのかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 県に対して価格まで示して、これだけで買い上げしてほしいと私は要請しています。これは国道が潰地補償した金額、国道が一昨年辺土名高校用地を拡張した潰地の補償した土地代とやや同じもので、県に対して平方メートル当り5,000円というふうに、それで買い上げしてくれと要請しています。

又、賃借関係については要請しておりませんので県が有償で使いたいということを行っているわけなんです、勿論その使用料については法定基準があるわけですからそのような基準に従ってやっていきたいと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 国道潰地の単価ということですが、潰れたのが4か年前であったとした場合にその時点を押えるのか

それとも年次的に上がるのを予測してやるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは要請した年に買い上げるということでそれだけの価格であるわけですし、社会情勢等で国道あたりの価格が変わってくるわけです。それは公的の基準を対象にやらなければいけないわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 財政の問題につきましては当局だけでなく議員の我々も含めてどのように対処しなければならんかということは考えるわけですが、56年度の財政事情についてご説明をお願いします。

○ 総務課長（崎山勝正君） 只今のご質問は今後の財政見通しについての質問だと思っているわけなんです、確かに今議会に上げました補正予算あたりから見ますと予備費が150万円余りということで非常に緊迫した財政状態ではあります。今後、収入の面から申し上げますと、特別交付税が前年並みで入るだろうということと税収におきましても予算より上回った収入があるという見通しを立てています。

支出におきましては、職員の給与改善、公債費の返還分、消防組合への負担分もいくらか残っておりますが、そういうものも補正していかなければいかんと思っておりますが、最終的には非常に厳しい事情であるということは申し上げられるかと思っております。

○ 13番（平良嘉清君） 特交は予想どおりの金額が来ると予想していますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 特別交付税は前年度並みには入って来るだろうという推測をしています。

○ 13番（平良嘉清君） 去年は公債比率において7,6%、今年は最終的にどのくらいの公債比率を予想しているか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 55年度は公債比率が7,2%でございまして、56年度は9月末での7,7%の公債比率になっています。最終的にどのくらいになるか確答は出来ませんが7,7%前後になるのではないかと考えています。

○ 13番（平良嘉清君） 54年12月の一般質問の中で、村長は財政規則財務規則、予算規則という規則類を整備するというお話でございました。これは不可欠の要素でございましてお約束はしましたが、どのような作業工程をなされているか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 財務規則は私共も財政運営上そういう規則に則ってやるべきですし、やらなければいかんと思うわけですが、この財務規則は検討していく中でいろいろな問題にひっかかってまいりまして、今、財政係と一緒に検討しております。確かにこの問題は前から出ておりまして監査委員からも指摘を受けているところですが、なるべく早い時期にこの規則を制定したいと、村長からもそのように指示を受けておりますので、なるべく早い時期にこれが出来るように検討努力中でございます。

○ 13番（平良嘉清君） 勿論努力は分かるわけですが、何年度までにやるというメド付けはないかどうか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 何年度までにということをお聞かせすると困るわけですが、はっきり申し上げまして何年度までということにお答え出来ません。なるべく早い時期に出来るように努力はしていきたいと思っております。そういうものにつきまして分からない部分も大分ありますので県地方課の指導も受けながら制定していきたいと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後0時09分）

再 開（午後1時27分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字その他の整理については議長に委任されました。

本議会に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、昭和56年大宜味村議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後1時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員 (10番) 前 田 貞四郎

署名議員 (11番) 前 田 福 正